



## 英国議会で『水（特別措置）法』が可決される

(はじめに)

「水（特別措置）法」(Water (Special Measures) Act) は、英国のイングランド及びウェールズにおける上下水道業界に対する規制当局の権限を強化し、問題のある上下水道会社に対して特別の措置を課すことを目指すものです。

法案は2024年9月4日から11月26日まで上院で審議された後、下院に提出され、修正案の検討が行われました。2025年2月11日、上院は下院が法案に加えた変更点を再度検討し、法案の文言について両院が合意した後、同年2月24日に国王の裁可を受け、法案が成立しました。

そこで、以下に「水（特別措置）法」についての「政策文書 (Policy paper)」の概要を紹介することとします。

(出典) Policy paper Water (Special Measures) Act: policy statement Updated 24 February 2025

[https://www.gov.uk/government/publications/water-special-measures-bill-policy-statement/water-special-measures-bill-policy-statement#:~:text=The%20Water%20\(Special%20Measures\)%20Act%20\('the%20act',water%20companies%20under%20special%20measures](https://www.gov.uk/government/publications/water-special-measures-bill-policy-statement/water-special-measures-bill-policy-statement#:~:text=The%20Water%20(Special%20Measures)%20Act%20('the%20act',water%20companies%20under%20special%20measures)

(参考) 英国議事ガイドについて

<https://www.parliament.uk/globalassets/documents/lords-information-office/brief-guides/hoflbgjapanese.pdf>

(注) 英国（イングランド及びウェールズ）の上下水道会社について（OFWATによる）

1. 上下水道会社 (Water and wastewater companies) : 11 社

(Anglian Water、Dŵr Cymru、Hafren Dyfrdwy、Northumbrian Water、Severn Trent Water、Southern Water、South West Water – South West region、Thames Water、United Utilities、Wessex Water、Yorkshire Water)

2. 水道単独会社 (Water only companies) : 6 社

(Affinity Water、South West Water – Bristol region、Portsmouth Water、South East Water、South Staffs Water、ES Water)

<https://www.ofwat.gov.uk/wp-content/uploads/2024/10/WCPR-23-24.pdf>

## (概要)

この法律（水（特別措置）法）は、上下水道業界の規制当局の権限を大幅に強化し、問題のある上下水道会社に特別措置を課すという政府の公約を実現するものである。

## (水（特別措置）法を必要とする理由)

法案は2024年9月4日に英国議会に提出され、2025年2月24日に国王の裁可を受けた。この法律は、上下水道業界の規制当局の権限を大幅に強化し、問題のある水道会社を特別措置の対象にするという政府の公約を実現するものである。

業界に対する国民の信頼が欠如しており、インフラへの投資不足、汚染レベル、下水への違法流出の対処の失敗について広く懸念されている。2022年から2023年にかけて、業績不振にもかかわらず、イングランドとウェールズの上下水道会社の幹部に970万英国ポンド（1英国ポンド=190円として、約18.4億円）の役員賞与と手当が支払われた。2023年には、ドゥール・カムリ・ウェールズ水道の幹部は賞与を放棄した。

この法律は政府の願望の全てではなく、上下水道業界全体にわたるより広範な変革が続くこととなる。この法律は、次のような政府の約束を果たすものである。

- ・水路を汚染する上下水道会社幹部へのボーナス支給を阻止する
- ・法律違反を繰り返す者を刑事告発する
- ・不正行為に対して自動的に厳しい罰則を科す
- ・全ての下水口の監視を確実にする

この法律の措置により、環境や顧客への対応を怠った上下水道会社の責任がより重くなり、業界への信頼が回復し始めることへの期待が目的とされている。

## (規制強化の取り組み)

前記4項目の主要規定に加えて、規制強化の取り組みの拡大策が示され、下水放流口での汚染事故削減計画（PIRPs：pollution incident reduction plans）の作成や重要な公共サービスである上下水道サービスが支障なく継続されるための特別行政制度（SAR：special administration regime）の説明をしている。また、政府が設定している環境法に基づく環境目標が設定されているが、上下水道会社がこれらの環境目標を達成するために、規制当局であるOfwatの関わり方についても触れられている。

(作成) 参与 川崎 敬生

### 配信先変更のご連絡等について

「JWR C水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。  
〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K. I. S飯田橋ビル7F（公財）水道技術研究センター ホットニュース担当  
E-MAIL：[jwrshot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrshot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <https://www.jwrc-net.or.jp/publication-outreach/hotnews/>

### 水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。  
なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。